

規 約

第1章〔名称〕

第1条

本会の名称は、次のとおりに称する。

「全国生涯学習音楽指導員協議会 愛知支部」

第2章〔事務局・所在地〕

第2条

事務局の設置場所は、代表者の自宅とする。

なお固定的な場所に事務局を設置できた場合には、その場所を事務局の所在地とする

第3章〔目的〕

第3条

- (1)生涯学習音楽分野への組織的な活動を推進し、地域における対応力を強化して、生涯学習音楽分野での社会的なポジションを継続的に確立・維持する。
- (2)生涯学習音楽指導員の相互交流と、生涯学習音楽指導員の資質向上を図る。
- (3)平成6年に、わが国の音楽文化の振興を願って「音楽文化振興のための学習環境の整備等に関する法律（略称：音楽振興法）」が制定された。音楽振興法第4条で定められたわが国の伝統音楽の振興を図り、伝統邦楽の普及・伝承並びに地域文化の振興と発展を目指す。また、洋楽器と和楽器のコラボレーションを通じて、新しい音楽の創造に向けて貢献する。
- (4)音楽振興法第7条に定められた「国際音楽の日」の精神・趣旨の普及の推進を図るために毎年「国際音楽の日 記念コンサート」を開催する。

第4章〔役割〕

第4条

- (1)生涯学習音楽指導員を組織化し、音楽指導員の活動を支援する。
情報交換・研究会・親睦会などを実施。
- (2)縣市町村の地域行政とのパイプを作り、生涯学習音楽分野の普及を図る。

第5章〔活動期間〕

第5条

活動期間の単位は、4月から翌年3月末までの1年間とする。

第6章〔会員組織〕

第6条

本会を構成する会員組織は、次のとおりである。

- (1)正会員 : 生涯学習音楽指導員A級・B級・C級認定者、地域音楽コーディネーター認定者。
総会の議決権があり、本会が運営する生涯学習音楽指導活動などの全ての

活動に参画でき、上位組織の公開企画に参画できる。

(2)準会員：音楽愛好家や音楽指導者など、会の趣旨に賛同し本会が運営する生涯学習音楽指導員活動に3年間一緒に活動し研鑽できる方。

(3)特別会員：地域VIP、有識者、法人、団体など

地域活動に向けて体外的な支援をしていただき本会の発展に向けて協力していただける地域VIPや有識者、法人、団体。

または本会の運営する生涯学習音楽指導活動や上位活動の企画には参画できないが、本会が運営するその他の活動には参画できる。

1 会員分の総会の議決権は持たない。

第7条

(1)本会正会員は、次の上位組織へも毎年会員登録を行う。

(2)「全国生涯学習音楽指導員協議会 愛知支部」・・・本部

第7章〔入会・休会・退会〕

第8条 入会

新入会員の受付は、本人からの入会依頼文書の提出により随時受け付け、資格を確認した後に、運営会議での入会受付報告と本人の自己紹介でもって、正式に会員登録を行う。

第9条 休会

(1)休会の受付は、所定の休会依頼文書の提出により随時受け付け、

運営会議での休会報告でもって、正式に休会を認めるものとする。

(2)休会は期限を3月末日とし、次年度も休会を希望する場合は、再度休会届けを提出し、年会費を納付することとする。

第10条 退会

(1)会員退会の受付は、所定の退会依頼文書の提出により随時受け付け、

運営会議での退会受付報告でもって、会員登録を抹消する。

(2)役員、及び事業の企画委員の場合は、最低1か月の引き継ぎ期間を要するものとする。

第8章〔会費・事業費〕

第11条 会費

(1)年会費は次のとおりで、正会員及び準会員は新年度の4月に全額を一括して納付する。

特別会員については会費免除とする。

(2)年会費：5,000円

(3)新入会員の場合には、入会時に年会費を全額納付する。

- (4)休会の場合は、年会費は3,000円納付することとする。
- (5)活動期間年度途中で退会しても、残存期間分の精算は一切しない。

第12条 事業費

- (1)事業運営に必要な会費・費用は、その都度運営議会で決定する。
- (2)事業に関連する会費・費用等は、活動期間年度途中で退会した場合、精算は一切しない。

第9章〔役員〕

第13条

- (1)役員選任は定期総会の議決事項とし、任期は2年で再任を妨げない。
- (2)欠員による補充は運営会議で承認し、任期は残任期間までとする。
- (3)役員名称とその主な役割は、次のとおりである。

第14条

(1)代表

- ・本会の代表者として、本会を統率し、活動を推進し、組織を管理する。
- ・東海ブロックや全国本部との、連携を行う。
- ・行政や各種団体への対応を行う。

(2)副代表

- ・代表の活動を補佐し、本会全体の円滑な組織活動を推進する。

(3)事務局長

- ・組織運営業務の全体について、運営業務を推進し、その進捗を管理する。
- ・年1回の定期総会や、必要に応じて臨時総会を開催する。

(4)広報 HP

- ・組織内外に向けての広報活動を主体となって推進する。
- ・会報（総会資料）の作成を行う。
- ・ホームページによる活動案内や実績報告を行う。

(5)会計

- ・組織に関わる全ての入出金・会計業務を担当する。
- ・総会に「前年度の会計報告」と「当年度の予算案」を議案として諮り承認を得る。
- ・会員の入会/退会管理を行い会員名簿を最新に保つ。

(6)会計監査

- ・定期総会で報告する会計報告書を、監査する。

第10章〔総会〕

第15条

- (1)本会の最高の議決機関は総会である。
- (2)年度更新時には会員全員を召集して定期総会を開催し、前年度の活動報告と新年度の活動計画について承認を得る。
- (3)運営会議の要請に基づいて、臨時総会を開催できる。
- (4)総会の欠席者は、議決権を出席者に委任しなければならない。
欠席者から委任者の指名連絡がない場合や、委任された者が総会当日欠席した場合には議長への委任とする。
- (5)総会は「委任を含めた会員の2／3以上の出席」で成立し、最初に議長を選任する。
そして議長が総会の進行を務める。
- (6)議案は、「委任を含む出席者のうちの半数以上の賛同を得て可決」とする。

第11章〔運営会議〕

第16条

- (1)原則として毎月に1回は会員を招集して運営会議を開催し、活動計画に基づいて各種活動を具体化して推進を図る。
- (2)会員は各種活動での役割を担い、計画に基づいてその役割を実行する。
- (3)運営会議の議事進行は、幹事が務める。
- (4)活動計画に基づいて行う主な活動としては、次の様な活動があげられる。
- (5)生涯学習音楽講座の実施
- (6)指導員研究会や、セミナー等の実施
- (7)コンサートの実施
- (8)機関紙等の発行（各地区の情報を音文創 HP に掲載）
- (9)上位組織と連携した企画の実施など

第12章〔弔慰・見舞い等〕

第17条

会員の弔慰及び、病気等の見舞い金は、次の通り定める。

- (1)本人死亡 10,000 円
- (3)病気（入院2週間以上） 5,000 円
- (4)上記項目に該当しない災害見舞いなどについては、役員会で決定する。

第13章〔規約改定〕

第18条

- (1)規約の改定は、総会に諮る議決事項である。

(2)規約の改定（案）は、運営会議にて検討して作成する。

(3)緊急度など必要に応じて、運営会議の承認の基で改定（案）を試行できるが、総会の承認を得て正式運用となる。

この規約は、平成26年10月1日から施行する。

附則

令和2年5月13日総会において第6条、第14条を改正。